

別紙1 松並木沿い地区

景観形成基準配慮事項説明書(分譲住宅以外)

項目		景観形成基準	配慮事項の説明
建築物 意匠	外壁	まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。	
		にぎわいや魅力を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。	
	屋根	まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。	
	屋外階段	建築物本体と調和するように形態や意匠に配慮します。	
	ベランダ	共同住宅については、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えにくい構造や意匠となるように配慮します。	
	建築設備	配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また、露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。	
		屋上設備は、設置位置や壁面・ルーバーなどの囲いによって、外部から直接見えにくくなるように配慮します。	
	色彩	風土と調和した色彩を使用するように配慮します。企業の CI カラーについても、風土と調和した色彩に調節するように配慮します。	
		色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。	
		建築物の中高層部分は低彩度とするように配慮します。	
		屋根の色彩は、外壁と調和するように配慮します。	
	配置	まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。	
		通りや隣地間の距離を確保し、ゆとりある空間を創出するように配慮します。	
足立越谷線、松原団地停車場線に面する部分は、道路から後退するように配慮します。			

項目		景観形成基準	配慮事項の説明
建築物	配置	松並木への眺望を阻害しないように配慮します。	
	高さ	松並木や綾瀬川の景観に配慮し、圧迫感を生じないように配慮します。	
	植栽	通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。	
		敷地内にある既存の樹木はできるだけ保存するように配慮します。	
		周囲の自然環境との調和を考慮し、在来種などを生かした植栽をするように配慮します。	
		和風のデザインを基調とし、樹種を工夫することにより松原遊歩道と一体となった雰囲気が感じられるように配慮します。	
	照明	点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。	
	堀・柵・擁壁等	圧迫感のある閉鎖的な堀・柵・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植栽による囲いを行うように配慮します。	
		和風のデザインを基調とし、しつらえを工夫することにより松原遊歩道と一体となった雰囲気が感じられるように配慮します。	
	附属設備	駐輪場、ごみ置き場は建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。	
		駐車場は、通りから自動車が見えにくい構造とするように配慮します。	
		駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をすることにより景観に配慮します。	
	屋外広告物	建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。	
		設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。	

項目		景観形成基準	配慮事項の説明
建築物	その他	屋外 広告 物	設置方法、材料、色彩を工夫し、周囲のまちなみに調和したものとなるように配慮します。
			周辺環境に影響を与えるような電飾や派手な照明は附属させないように配慮します。
		店先 のし つら え	歩行者にとって安全で、通りとして連続性のある、にぎわいを創出する意匠とするよう配慮します。
			商店街等のまちなみと調和するような、ベンチ、プランターの設置等、店先のおもてなしの表情づくりを行うように配慮します。
		自動 販売 機等	シースルーシャッター、ガラスウィンドウを用いる等、にぎわいを創出する工夫をするように配慮します。
工 作 物	形態 ・ 意匠	色彩	風土と調和した色彩を使用するように配慮します。また、建築物本体と調和するように配慮します。
			色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
	意匠		点滅する光源の設置は避けるように配慮します。
			外周部は緑化する等の修景を行うように配慮します。
土地利用の変更	遮蔽	遮蔽	外周部は、まちなみと調和した材料、色彩による塀・柵等の囲いを設置するよう配慮します。同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。
	形態 ・ 意匠	囲い の 色 彩	風土と調和した色彩を使用するように配慮します。
色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。			

項 目		景観形成基準	配慮事項の説明
土地利用の変更	その他	植栽	通りなどの公共空間に面する部分は、積極的に緑化するように配慮します。
		堆積	資材、廃棄物、残土等は、人の目線より低く整然と堆積するように配慮します。